

おばなざわ匠の会 会則

第1条 (名称) おばなざわ匠の会 (以下「本会」という。) と称す。

第2条 (目的) 本会は、地域の埋もれる宝を発掘、活力を自身の手技で起こそう！の掛け声のもと様々な分野で活躍する作家や専門家が集結し、異業種の手技をコラボレーションする事で、地域に新たな時代の流れを起こす専門家手技集団です。山形県尾花沢市を拠点として活動している匠のメンバーが、積極的に世界に向けて地場製品の販売と地域の手技を発信、自由闊達に愛好者（ファン）と交流できる場をつくり、新たな地場産業を掘り起こすことを目的とする。

第3条 (活動) 本会は次の各号に定める活動を行う。

- **イベント事業 (市内外での作品展開催と出張産直ギャラリー)**
優れた職人技術を持った地場産業のコラボレーションで商品企画から販売までトータルにサポートする地場製品の情報発信を行なう。
- **協同販売事業 (インターネットネットショップと産直店での連携販売)**
伝統と革新の融合から新たな付加価値を生み出し、世界に通じる地場産業のブランドを育成、積極的に販売する。
- **地場産品開発事業 (昔から伝わる手技の技術の伝承と商品化)**
地元を拠点として活躍する作家と昔ながらのすぐれた生活用具や道具を所持している地域の老若男女とのコラボレーションを支援してゆく。
- **交流促進事業 (会員、賛助会員の研究開発支援と愛好者獲得)**
地元産業の活性化と世界に向けた会員の作品の愛好者との情報発信を支援。
- **ECOエネルギー研究と開発事業**
流雪溝を利用した簡易水力発電の実証実験。LEDによる照明によるコンテナ野菜プラントによる植物育成の実証実験。その他、3R資源のリサイクルによるものづくりの可能性の実証実験を積極的に行いします。

第4条 (事務局) 本会は、第3条に規定する活動に関する事務局業務を担うものとし、以下に設置する。

(所在地) 尾花沢市内

(役員) 本研究会に次の役員をおく。

会 長	1 名
副会長	1 名
事務局長	1 名
監 事	2 名

第 7 条 (役員を選出及び任期)

役員は、総会において選出する。

役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 8 条 (会議)

代表は、毎年 1 回の通常総会その他必要に応じ臨時総会を招集する。

代表は必要に応じて役員会を招集する。

第 9 条 (定足数)

本会の総会は、定数の過半数の出席で成立する。

第 10 条 (運営)

本会の運営は、会員から徴収する年会費（10000 円）と、おのこの事業活動費をもってあてる。

第 11 条 (会計年度及び会計監査)

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

事務責任者は、本会の経理につき年 1 回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

第 12 条 (規則の改廃)

本規約の改廃は、総会において決定する。

第 13 条 (補則)

本規定に定めていない事項については、役員会で決定する。

附則 本規約は、平成 22 年 12 月 1 日から実施する。

附則 本規約は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。